

第5章 経済的な支援

1. 障害基礎年金・障害厚生年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受給できる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けた日(初診日)に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

対象者

初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月を経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にある方、または65歳に達するまでの間に障害の状態となった方が対象です。

給付要件

次のいずれの項目も満たしていることが必要です。

1. 国民年金や厚生年金に加入している間に初診日があること

※20歳前や60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。

2. 一定の障害の状態にあること

3. 保険料納付要件(初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること)

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除(学生納付特例・若年者納付猶予期間を含む)されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(令和8年3月までの措置です)

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日があるときは、保険料納付要件は不要です。

申請

初診日に加入している年金の窓口で申請します。

各市町の窓口の一覧はP54～56、年金事務所の一覧はP58

<障害認定日(初診日から1年6か月)による請求>

障害認定日に一定の障害の状態にあるときに障害認定日の翌月から年金が受けられます(ただし、一定の納付要件が必要です)。国民年金加入中または20歳前や60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日がある場合は、障害等級1級・2級の障害状態に該当すれば障害基礎年金を受給できます。厚生年金加入のときに初診日がある場合は、1級・2級・3級の障害状態に該当すれば障害厚生年金を受給できます。

請求書には、障害認定日から3か月以内の診断書を添付します。請求書は障害認定日以降に提出できます。ただし、障害認定日より1年経過後に請求する場合は、請求日現在の診断書の添付が必要になります。

<事後重症による請求>

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金法施行令に定める障害等級1級、2級または3級の状態に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化し、1級、2級の障害の状態になったときは「障害基礎年金」が、または1級・2級・3級の障害の状態になったときには請求により「障害厚生年金」が受けられます(ただし、一定の納付要件が必要です)。

請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3か月以内の症状がわかるものが必要です。

事後請求による請求の場合は、請求が遅くなると年金の受け取りが遅くなります。また、請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。



内容

障害基礎年金

【1級】777,800円×1.25+子の加算

【2級】777,800円+子の加算

子の加算*

第1子・第2子 各223,800円

第3子以降 各74,600円

※18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者(診断書が必要です)がいる場合に加算されます。

障害厚生年金

【1級】(報酬比例の年金額)×1.25+[配偶者の加給年金額(223,800円)]*

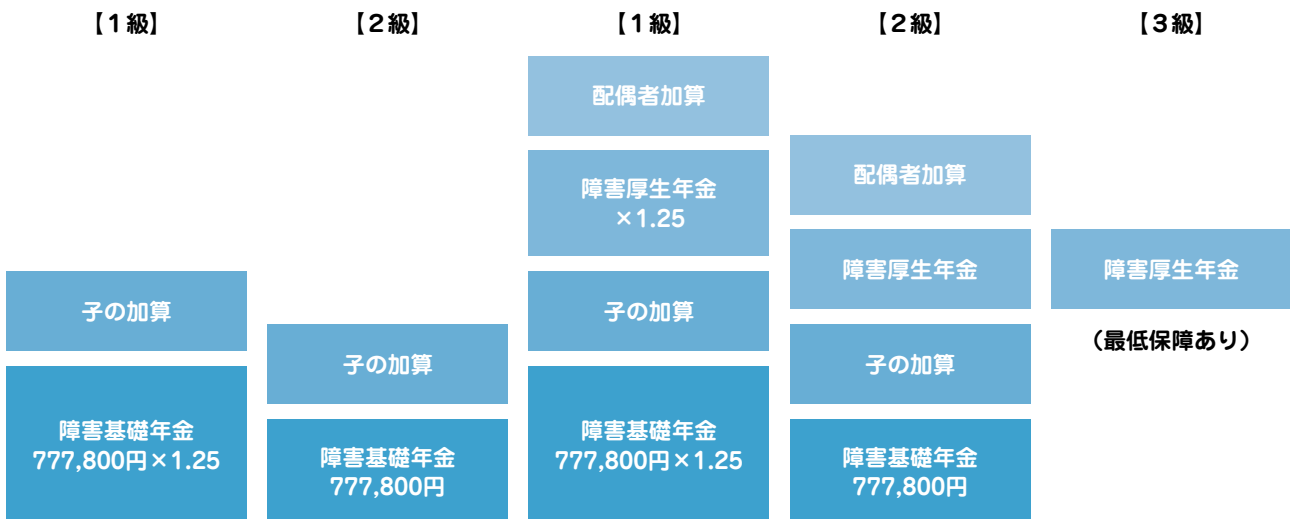
【2級】(報酬比例の年金額)+(配偶者の加給年金額(223,800円))*

【3級】(報酬比例の年金額) 最低保障額 583,400円

※対象者がいる場合に加算されます。

*初診日に国民年金の被保険者の場合

*初診日に厚生年金の被保険者の場合



注意事項

現況届の提出

障害年金を受けている方で障害の程度を確認する必要がある方は、「障害状態確認届」に診断書が付いている届書が送付されますので、届書に住所氏名を記入し、診断書は医師に記入してもらってから提出します。期日までに提出しない場合は、年金の支給が止まる場合があります。



2. 特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。

対象者

精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅生活者の方が対象です。所得制限があり、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合は支給の対象となりません。

内容

月額27,350円が支給されます。

原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請

居住地の市町の窓口に申請してください。各市町の窓口の一覧はP54～56

3. 生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるようにするために、資金を貸付ける制度です。

対象者

- ・低所得世帯：世帯の所得が少ない世帯の方(所得制限があります)
 - ・障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉保健手帳を持っている世帯の方
 - ・高齢者世帯：65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯の方(所得制限があります)
- ※他の制度の利用が適正と認められる場合は、他制度を利用していただきます。

内容

資金の種類により異なります。

資金の種類には総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

【連帯保証人】

原則として、連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人が立てられない場合でも、借り入れることは可能です。

【貸付利子】

連帯保証人を立てられる場合は無利子、立てられない場合は年利1.5%の利子がつきます(ただし、福祉資金の緊急小口資金、教育支援資金を除きます)。

【借入に必要な書類】

借入申込書、民生委員調査書、所得・課税の証明、免許証の写しなど、資金の種類により必要な書類があります。

申請・問い合わせ先

お住まいの地域の民生委員または居住地の市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

社会福祉協議会の一覧はP57



4. 税制における優遇制度等

医療費が高額になった場合や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合などに、所得税や住民税、自動車税などで優遇制度を利用できる場合があります。

医療費控除(所得税・住民税)

1年間の医療費が所定の金額を超える場合、確定申告を行うことで所得税および住民税の控除を受けることができます。病院や薬局でもらう領収書が必要になりますので、申請時期まで保管しておくようにしましょう。

対象者

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費が、所定の金額を超えている方が対象です。同一生計の親族であればその親族のために支払った医療費であっても、その医療費を支払った方の医療費控除の対象となります。

内容

控除対象金額は下記のとおりです。

(実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額^{※1})－10万円^{※2}(上限200万円)

※1 保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などで支給される入院費給付金や、健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

※2 ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

申請

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を居住地を管轄する税務署に提出します。その際、医療費控除の明細書または医療費通知を確定申告書の提出の際に添付します。確定申告期限等から5年間は、医療費の領収書を保存する必要があります。

税務署の一覧はP58

申請に必要なもの

- ・医療費控除の明細書または医療費通知
 - ・給与所得の源泉徴収票(給与所得のある方)
- ※対象となる医療費の詳細は居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。

※確定申告の時期を過ぎた場合も、遡って計算できる場合があります。居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。

※所得税の課税がない方でも、住民税の課税がある方は控除できる場合があります。

居住地を管轄する税務署または居住地の市町の窓口にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54～56



納税者の方に、控除対象配偶者がいる場合には、納税者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられます。

配偶者控除の対象とならない場合でも、納税者及び配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。

ただし、納税者本人のその年の合計所得金額が1千万円を超える場合は、控除を受けることができません。

対象者

その年の12月31日現在で、以下のすべての要件に当てはまる人が対象となります。

1. 民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)
2. 納税者と生計を一にしていること
3. 青色申告者の事業専従者として給与の支払をうけていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと
4. 年間の合計所得金額が48万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円以下)…配偶者控除
5. 年間の合計所得金額が48万円超133万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円超201.6万円未満)…配偶者特別控除

内容

控除額は、納税者の方の合計所得金額や控除対象者の年齢により異なります。また、所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

なお、控除対象配偶者が障害者の場合には、障害者控除も受けることができます。

	納税者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	所得税			住民税		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	48万円以下	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	48万円以下	48万円	32万円	16万円	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円			
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方です。

※夫婦お互いが配偶者(特別)控除を受けることはできません。

※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。

申請

確定申告で手続きを行います。給与所得者の方は、年末調整で申告することで手続きができます。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。
 税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



扶養控除(所得税・住民税)

令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています

納税者の方に、扶養する親族がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。

対象者

その年の12月31日現在で、以下のすべての要件に当てはまる人が控除対象者となります。

1. 民法の規定による配偶者以外の親族で年齢16歳以上であること
2. 納税者と生計を一にしていること
3. 年間の合計所得金額が48万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円以下)
4. 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと

内容

控除額は、控除対象者の年齢により異なります。また、所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

なお、控除対象者が障害者の場合には、障害者控除も受けることができます。

所得税(一人につき)

一般の扶養控除	38万円
特定扶養控除(19歳以上23歳未満)	63万円
老人扶養控除(70歳以上)	48万円
同居老親等扶養控除(同居の直系尊属で70歳以上)	58万円

住民税(一人につき)

一般の扶養控除	33万円
特定扶養控除(19歳以上23歳未満)	45万円
老人扶養控除(70歳以上)	38万円
同居老親等扶養控除(同居の直系尊属で70歳以上)	45万円

申請

確定申告で手続きを行います。給与所得者の方は、年末調整で申告することで手続きができます。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。
税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



障害者控除(所得税・住民税)

納税者本人または同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象者

- 若年性認知症の方が該当する可能性があるのは、次のいずれかに当てはまる場合です。
- ・常に精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人(この人は、特別障害者になります)
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(このうち障害等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります)
 - ・身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人(このうち障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者になります)
 - ・その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人(この人は、特別障害者となります)

内容

所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

所得税	
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者*	75万円

住民税	
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者*	53万円

※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、自己や配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。
※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族がいる方にも適用されます。

申請

確定申告や年末調整を行う際に手続きを行います。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。
税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



自動車税(種別割・環境性能割)の減免

精神障害者の方は、その方の通院・通学(園)・通所・通勤・生業を目的として、月2回以上かつ6か月以上(常時介護者運転の場合は週3回以上かつ1年以上)続けて自動車を使用する場合は、その自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けられることがあります。本人または生計同一者所有の自動車対象です。

対象者

精神障害者保健福祉手帳(障害等級1級のみ)所持者、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者の方が対象です。本人1人に対して自動車1台までです(軽自動車も含まれます)。

精神障害者保健福祉手帳はP28、自立支援医療(精神通院医療)はP10

内容・申請

自動車を新たに取得した場合は、自動車会議所内福井県税事務所分室、すでに自動車を所有している場合は、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に申請します。

要件に該当する方は、申請期限までに減免申請書を提出してください。

区分	申請期限	減免対象税目(減免額)
自動車を新たに所有した場合(登録日に減免要件に該当している方)	新規取得した方	登録の日から1か月以内 自動車税環境性能割(全額) 自動車税種別割(登録した月の翌月分から月割計算した税額分)
	移転等により取得した方	登録の日から1か月以内 自動車税環境性能割(全額) 自動車税種別割(翌年度分から)
すでに自動車を所有している場合	4月1日に減免要件に該当する方	当該年度の4月1日から自動車税種別割納期限まで 自動車税種別割(全額)
	4月2日以降に減免要件に該当した方	当該年度の2月末まで 自動車税種別割(申請した翌月分から月割計算した税額分)

新規取得した方や、年度途中で減免要件に該当するようになった方で申請期限を過ぎた場合は、申請した翌月から月割計算した税額分が減免されます。

申請・問い合わせ先

名称	管轄地域	所在地	電話番号
① 福井県税事務所 課税第二課	嶺北の各市町	福井市松本3-16-10	0776-21-8274
② 嶺南振興局税務部 課税課	嶺南の各市町	小浜市遠敷1-101	0770-56-2223
③ 自動車会議所内 福井県税事務所分室	県内全域 (登録時)	福井市西谷1-1401 (自動車会館内)	0776-35-6940

4月1日以前から引き続き自動車を所有している場合は①または②にお問い合わせください。4月1日以降に自動車を新たに取得した場合(登録日に減免要件に該当している方)は、③にお問い合わせください。

申請書の提出は郵送でも受け付けますが、事前に申請先までご連絡の上提出するようにしてください。

詳細はホームページもご覧ください [福井県自動車税減免](#) **検索**

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/j-genmen.html>

軽自動車税についても減免制度があります。詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

各市町の窓口の一覧はP54～56



5. 生命保険・住宅ローン(団体信用保険)

生命保険

生命保険に加入されている場合、契約内容とご本人の状態に応じて保障が受けられる可能性があります。加入時期や加入会社によって保障内容が異なりますので、加入している保険の保険証券、契約のしおりなどを確認しましょう。保険金の請求には期限が設けられている場合がありますので、早いうちに一度契約内容を確認しておくとう安心です。

各保険会社には相談窓口が設置されていることが多く、契約内容などが不明な場合は問い合わせることができます。

認知症の方に関連する保障

<高度障害保険金>

高度障害保険金の受取対象となる高度障害状態として「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」の項目があり、重度の認知症の方はこの項目に該当する場合があります。具体的な該当要件については、加入している生命保険会社にお問い合わせください。通常、高度障害保険金を受け取ると契約は消失します。

※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

<介護保険>

公的な介護保険とは異なり、生命保険会社の介護保険は「現金給付」です。保険契約に定める所定の要介護状態に該当すると、契約時に定めた金額を受取人が受け取ることになります。

<医療保険>

病気やケガの治療のために入院や通院が必要な場合は、医療保険の保障が受けられる場合があります。

<所得補償保険>

病気やケガで働くことができなくなった場合に、保証が受けられる場合があります。

※この保険は生命保険会社ではなく、主に損害保険会社取り扱いしています。

住宅ローン(団体信用保険)

失業などで、住宅ローンの返済が難しい場合は、借入先にご相談ください。月々の返済が減額になる場合があります。

また、住宅ローン契約時に契約者の方は団体信用生命保険に加入していることが多く、重度の認知症で「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」という高度障害状態が認められれば、住宅ローンを弁済してもらえます。

問い合わせ先

契約している保険会社などにお問い合わせください。

